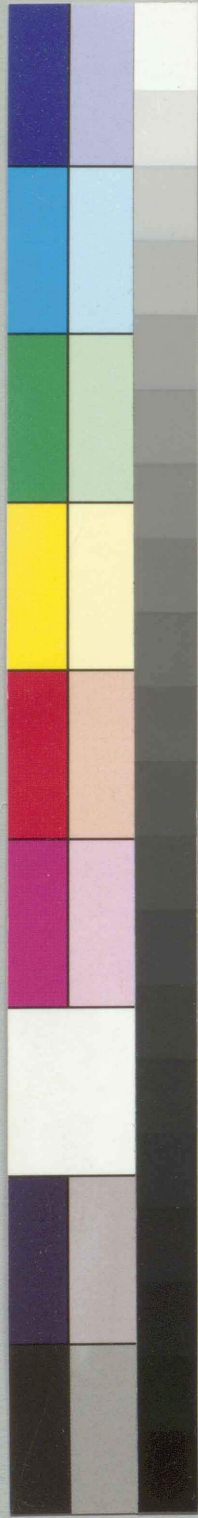


滿ソ國境事件の成行

昭和十四年十一月十三日

中
島
立
文
書
館
祥
馬
県



6600

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

滿ソ國境事件の成行

昭和十四年十一月十三日

滿洲國境事件の成立

滿洲國境事件の成立

目次

一、滿洲國境の實狀	一
二、重大化する國境紛争事件	一二
三、國境委員會の開設問題と經過	一九
四、其後に起りし國境委員會問題	二九
五、滿蒙國境委員會	三三
六、其他の問題	三五
1. ソ聯軍備撤廢問題	三五
2. 滿洲水路協定問題	四七
3. 外蒙問題	五一

七、國境問題の前途

附

- (一) ソ聯の國境警備令について 六三
- (二) 標識と境界について 六五
- (三) 日滿の共同委員會設置提議内容骨子(八年一月) 七〇
- (四) 滿露水路協定全文(九年九月調印) 七二
- (五) 日ソ間國境問題外交交渉日誌(自昭和七年至昭和十一年) 七六

(資料)

一九三七年蘇聯邦年鑑
内地報導紙、外交時報

満ソ、滿蒙國境事件の成行

一、満ソ國境の實狀

満ソ、滿蒙國境に於て日ソ間に益々重大化して来る國境紛争の直接原因をなすものは、此の國境線が曖昧である事實からである。故に國境問題は日ソ間の最も重大なる案件の一つである。

滿洲國の國境は、八千料と通稱されてゐるが、この中約五千料はソ聯邦及びソ聯支配下の外蒙と接境してゐるのである。

満ソ國境の延長は蛇々四千三百料に及びその中、黒龍江、ウスリ江、烏蛇江、アルゲン河、興凱湖等の河川及び湖水による分三千二百料、西方の一

部と東部國境の南部を占むる陸地國境一千一百
 軒である。これに前記外蒙國境が加算される訳
 で、これをもつと明確に表示すれば左の如くである。

一、滿の國境 四三〇〇軒

内訳

三 湖川による分 三二〇〇軒

四 陸地による分 一一〇〇軒

二、滿蒙國境 七〇〇軒

計 五〇〇〇軒

この長大な國境線の実情はどうなつてゐるであ
 らうか、これは大体左の三つに大別出来る。

一、舊露支間の國境條約上、現地上、共に確定

し疑問の餘地なき部分

二 條約上は確定してゐても、現地上不明確なる部分

三 條約上の解決につき疑義の存する部分
から成つてゐる。一つの國家と他の國家の國境が、條約上或は現地上確定しない部分を残したまふ今日に及んで来たことは驚くべきことであるといへやう。一体この方面の統治を今まで何うして来たか、大きな疑問であると考えられる。

ところが、それには滿洲國の前支配者たる支那政府乃至東三省の政權の怠慢が何より先に指摘されねばならぬ。弱体な支那政府乃至東三省政

権は明確であらうと、なからうと、一部分この方面にロシアの進出があらうとなからうと、そんなことはてんで問題にしまつた。現に自國領土たる外蒙がソヴェート化してしまつたことに對してすら、殆んど無關心であつた。かかる事態を招いた原因の一つは、この國境方面が經濟的、文化的に極めて遅れて居り、大部分は人跡未踏の密林、荒原、山岳乃至は利用價値の薄い湖川によつて占められてゐるためである。ロシア乃至ソ聯側は支那に比べれば深い關心を、この國境經營に向けてゐた。即ち國境線の大部分を占むる湖川に於ては、一方的航運の便を開き、川中島を利用し、或は漁

業を營み来た。又陸地國境において、條約の規定事實は支那領に進出して來てゐる部分が少くない。

一六八九年の尼布楚條約から一九二四年の奉ソ協定に至る約二百三十餘年間に、兩國間には十一の國境條約が締結されてゐる。いまそれを左に列挙することとする。

- 一、尼布楚條約（一六八九年）（元祿二年）
- 二、布 拉 條 約（一七二七年）（享保十二年）
- 三、阿巴該圖條約（一七二七年）（享保十二年）
- 四、哈克圖條約（一七二七年）（享保十二年）
- 五、璦 琿 條 約（一八五八年）（安政五年十一月）

六、天津條約（一八五八年）（安政五年）
六月

七、北京追加條約（一八六〇年）（萬延元年）

八、興凱湖條約（一八六一年）（文久元年）

九、琿春條約（一八八六年）（明治十九年）

十、ソ支協定（一九二四年）（大正十三年）
六月

十一、奉ソ協定（一九二四年）（大正十三年）
十月

この國境諸條約は正に一六八九年より一九二四年に至る露支滿國の歴史を語るものである。殊に最近數年絶え間なく帝政ロシアの侵略に痛めつけられ、酷めぬかたて来た支那が、一六八九年の尼布楚條約、換言すればネルチンスク條約に於ては反對に勝者の立場に於て露西亜と條約を結ん

であるのは興味が深い。即ち當時清の康熙帝は、
 その強力を利して西伯利征服を行ひ、アルゲン、
 黒龍江一体の哥薩克を掃蕩して黒龍江支流と露
 領に進出して露支兩國の國境線と定めしたのであつ
 た。その後兩國の勢力の關係は逆轉し、殆んど例
 外なく支那が敗者の立場で條約を結んだので、國
 境線は再び露西亞に奪還され、殊に一八五八年の
 璦琿條約當時は、露西亞兵のためた多數の支那人
 が虐殺され、黒龍江の流れを血に染めたと傳へられ
 てゐる。

現在の國境線は大体に於て一八六〇年の北京追加
 條約を主として定められたものであるが、その概要

左の如し。

東部國境ニ黑龍江と烏蘇里江の合流地点より興凱湖に至る烏蘇里江及びソングチヤ河の左岸は露西亞、右岸は支那、更にソングチヤ河が水源より興凱湖を越えてベレンホー河に向ひ、同河の河口より山嶺に従ひ、ハープトウ河の河口に至り、琿春河と該河より圖們江に至る線と海との間の山脈をその境界として東部がロシア、西部が支那といふことになつてゐる。

北部國境ニシルカ河とアルゲン河との合流点より黑龍江に沿つて、烏蘇里河の合流点に至

り、北方はロシア、南方は烏蘇里河の合流点
までが支那といふことになつてゐる。

西部國境は外蒙國境よりオトポール・ブクツル
コロンジャ、アバガイドの線に至る陸地國境は
殆んど丘陵の連続であつて、アバガイドよりア
ルゲン河の流域に沿つてシルカ河との合流点
まではアルゲン河の北方がロシア、南方が支那
といふことになつてゐる。

以上が既成條約によつて踏襲された滿洲國境の
概況であるが、河川國境に於ては單に河川の左岸
(乃至北方)寄りと露西亜とし、右岸(乃至南方)
寄りを支那とするといふ定めで、河川そのものの

歸屬を如何に定めるか、又河川中に無数に散在する大小の島嶼（川中島）の歸屬をどうするかについては何等具体的に決定するところがない。

又陸地國境に於ても何山嶺に沿ひ何山脈を越えてといった風に、その取扱めは誠に原始的抽象的で實際の適用にあつてはルーズ極まるものである。殊に東部國境に於て厄介な問題を簇生せしめたるのも、畢竟條約では平均十八軒の距離を置いて三十五個の國境標が立てられてあるべき筈なるに、實際は二十五個が紛失し、僅かに十個在るのみである。假りに紛失しないでも十八軒といへば、四里二十町餘に相當し、その間いづれが國境線である

か極めて曖昧である部分も少くない筈である。それが二十五個も紛失してゐるのであるから、現存國境標と次の標との距離が極めて遠隔に失し、國境線の曖昧は察するに餘りがある。かかる曖昧なる状態において種々の不祥事件が激發するのは蓋し不可避的なる結果であらうと思はれる。

二、重大化する國境紛争事件

ソ満、滿蒙國境の紛争は、昭和十年以後従前よりも事件そのものが頻發し、且つそれがずつと悪性のものとなつて来た。以前に國境事件といつても住民の越境だとか、官憲による拉致だとか、密輸出入だとか、或は牛馬群の移動などといふ單純な性質のものが大部分となして居たところが昭和十年以後における事件は昭和十年十月十二日東部國境線における對ソ聯兵の衝突、射殺事件にせよ、同年十二月十九日以後數回にわたる外蒙國境オラホドカ及びブルデルスの滿蒙軍事衝突事件にせよ、昭和十一年一月廿九日突發の東部國境金廠溝兵變

にせよ、日滿ソ間の重大懸案となつた長嶺子の日
ソ衝突事件にせよ、その他いづれを見ても血腥い軍
事的衝突事件であつた。近年に至り益々其の度が高
まり、昭和十二年四月起りし乾爲子島事件、十三年七
月十一日張鼓峰不法占領事件、本年七月に起りし
ノモンハン事件の如きそれは何時でも全面的戦争の
導火線たり得る危険極まりなきものである。

前記の如く滿ソ國境の問題は、これが日ソ關係の
尖鋭化の上に賣らしてゐる根は深く且つ遠い。平和的
手段によるその根本的解決は可なり困難と豫想
される問題の一つである。何故ならこの滿ソ國境及び
外蒙は正に對立的に擴大し強化しつゝある日ソ二大

14
強國の勢力の摩擦点を形成して居るからである。
而もこの摩擦点は河川にせよ、陸地にせよ、不明確
なる部分が少からずあり、且つ強大な軍備に固められ
睨み合ひの形となつてゐるからである。だから根本的
に見るならばこの對立的發展の二大勢力の中何れかゞ
他に制せられてこの發展を止めない限り、事態は容易に
緩和され得ない。この点で日本がその生命線とする
滿洲國の發展を止めるなどといふ馬鹿な事は誰も考
へられない。またソ聯測からいふならば、極東露領
の軍事的、産業的強化は自衛上容易に中止する譯
にゆかないとなすであらう。而して國境確定の實現せ
ざる限り、摩擦点は摩擦せざるを得ない実情にある

わけである。

満洲國が獨立してから支那に代つて、この國境方面にその支配権を確立行使せんとするに及び、ソ聯との間に軍事上、外交上、或は經濟上の種々の問題着を起すのは見方によれば已むを得ないことかも知れない。而して大部分の國境紛争の直接原因をなすものは、此の國境線が曖昧である事實からであるとして日滿側は滿の國境の確定を最大當面の急務として提起し来た訣であるが、ソ聯側は國境は既に舊支那政權時代から確定してゐる。今更更めて確定の必要はない。必要なのは日ソ不可侵條約の締結とか或は國境紛争處理委員會の組織であることなど

16
主張し、長い間日滿側に対し譲りなかつたのである。
然し昭和十一年廣田内閣の夏頃から或る程度の妥
協が見られ、國境両委員會の設置に関する交渉
が開始されたが、この會合は東郷政理局長とライ
ウツドン聯大使館参事官との間にたった一回の會
談を見たのみでそのまゝ、立消えの形となつてゐた。
昭和十三年八月近衛内閣時代帝國政府はソ聯に對
し國境劃定紛争處理に關する日滿ソ混合委員會
設置を提案し、且つ張鼓峰事件が日ソ間に停戰協
定成立をなしてから重光駐ソ大使は外務人民委員
を訪問して國境紛争防止策として國境確定委員
會設置案を提議をなしたるに對しリトヴィンソン

17
聯外務人民委員は原則的に我方の提案に賛成で
ある旨を表明した。しかし委員會の資料問題
につき意見の一致を見ずして、此の回の交渉も有
耶無耶の中に繰り返へざるに過ぎず、かくて本軍
に入り五月以來滿蒙國境にて頻々と起る飛行機
の不法越境に始まり相當大部の機械化部隊の衝
突ありたるノモンハン事件も九月十五日停戦協定
成立し、引續き紛争地域に関する國境制定會議を
なすとの外交交渉が彼我の間で成立せり。時に歐洲
に戦乱勃発し、かゝる新しき國際情勢の下に今回の
日滿ソ間の國境線會議は之れ迄の交渉と異り東
郷大使とモロトフ外務人民委員との間に順調に

付

交渉は進めらるる模様あり (一四、一〇、四)

19
三、國境兩委員會の開設問題と経過

滿洲國が獨立して問題となつて來たのは、不明確な國境を確定して、國家の統治と宗主權の領域を明確にすることがその一つ。又軍事的衝突も含めて頻発する紛争を防止し、且つ處理すると云ふことが又他の一つである。

日本國及び滿洲國は紛争事件の起る主要な條件を國境線の未確定にありと考へてゐるので、まづ滿ソ乃至滿蒙間に國境確定を實現すべしと主張し來つたのである。特に滿洲國は、その國家の統治上並に体面上からも國境確定の急務を痛感してきた。これに対しソ聯政府は、一六八九年より

一九二四年に至る二百三十余年間に十一種の露支諸
條約に依り、國境線は既に確定してあるとの觀
察を下してゐるので、今更國境確定交渉を開く
理由はないと決つて來た。ソ聯側が望むのは、國
境確定ではなくて國境紛争防止委員會の設置で
あつた。尤もこの紛争防止委員會は、一九三二年
一月（犬養内閣）日本が、ソ聯政府の提案にかか
る日ソ不可侵條約の締結を、その必要なしとして
拒否するにあたり、日滿ソ間に國境事故防止委員
會を開設することなら、考慮してまいつと回答した
のであつた。當時不可侵條約の拒否に多大の不滿
を抱くソ聯も、この三國委員會設置には同意

である。と回答をしてきたが、その後北鐵交渉に關する問題が、日滿ソ三國當面の重大案件となり、又種々の政治的事務等よりして、この紛争防止に關する委員會の問題は、一種の外交案件となつた。まゝ、議事日程に上されることなく、經過しきつたのである。

一九三五年三月廣田外相のとき、北鐵交渉が解決し、次に來る三國間の最大問題として滿ソ國境問題が再び深刻に登場してきた。何故なら、滿ソ國境に対するソ聯の軍備は益々拡大強化し來り漸く軍事的性質を帯びた紛争事件が頻発して來たからである。

日滿側は、前記の如く、紛争發生の根本原因

が國境線の未確定にありとする建前から、國境確定の急務を強調し、紛争防止委員会の問題には、熱度を減ずるに至った。その理由は、日本がソ聯に紛争防止委員会を提案した當時と、國境方面における情勢が變つてきたためであると説明された。

然るにソ聯は國境の確定に冷淡であり、紛争防止委員会の開設に熱心であつた。八月に至りユレニエフ駐日大使は廣田外相との間に後者即ち紛争防止委員会の開設につつて熱心に日本側に提案し來り、自國策として、ソ聯と西方隣接諸國（波蘭及び羅馬尼亞）との間の既設の紛争委員会の構成規定を提出し來るに至つた。然し日滿側は國境確立を先決とす

る方針を棄てず、又ソ側案の内容につきても、滿ソ國境への適用は不適當であるとの見解を持して動か
なかつた。

一九三六年一月末に至り、突如東部國境附近の滿洲領金廠溝において、滿洲兵の兵妻起り、多数の滿洲兵は日本人の上級武官を殺害してソ領に逃走し、大きなセンセーションを興へた。更に之に引つゞいて、東部國境長嶺子に於て日ソ兩國兵の間、軍事的衝突事件起り、日滿側では滿洲領内の出来事であること主張するに對し、ソ聯ではソ領内に日滿兵が越境しての事件であるとなし、遂にこれが事實の共同調査を目滿ソ三國間に行ふことが問題となつて登場した。

其當時滿蒙國境方面においても、種々の軍事的衝突頻発し、形勢とみに重大化を加ふるに至った。かゝる情勢が日滿側の主張する國境劃定とソ蒙側の主張する國境紛争防止とを、同時に並行的に、二つの委員会に組織して行ふといふ空氣を醸成した。

かくて昭和十一年三月頃より東京及びモスクワにおいて國境兩委員会問題に対する日ソ間の外交的折衝は漸く頻繁を加へ、六月に至つて、兩委員会同時開設が原則的に意見の一致を見るに至つた。その要点として傳へられたところは「日滿ソ三國紛争處理委員會の設置を先決問題として、紛争の最も頻発する東部陸上國境、即ち興凱湖より

圖門江に至る六百六十軒の地点に限定するし、
あつた。

七月に入つてこの二つの委員会を如何に構成するかに
つゞきの日ソ第一回商議が行はれた。日本側は外
務省東郷歐亞局長、ソ聯側はライウツド駐日ソ
ウエト大使館参事官であつた。然しこの第一回商
議においては、日本側から、從來ソ聯の提案にかゝる
ものとは全く別の独自の対策を提出したとゞまり、
ソ聯側はこれに対する即答を避けて、モスクワ政府
に請訓を求めることゝなつた。

然るに十月に入つて、ソ聯側のこの國境委員会に
対する受諾に重大なる誤解のあることが明かとなつた。

25

即ち日本側が先づ東部陸地國境に討議範圍を限定せるに對して、ソ聯は依然として全部の國境を主張し來たのである。

そこで有田外相は十月十六日ユレーネフ大使を招致して、次の如き趣旨の日滿側回答を傳達するところがあつた。

一、東部國境において兩委員會が設置される曉には、國境確定が惹起した紛争を紛争處理委員會に附議することと同意する。

二、東部國境以外の國境につき、ソ聯は紛争處理委員會を二ヶ月以内の設置すべき意向を通告してゐるが、日本側は兩委員會を併置する

ならば、ソ聯側の主張を容認するに吝かでない。一方のみの設置には反対である、二月の期間を切るのは困難である。

三、東部國境紛争處理委員会に過去の紛争を附議する場合は、昨年五月以降の事件に限定したく、昨年一月廿日の金廠構事件の附議には反対である。もつとも過去の事件は一切これを附議せず將來の事件のみ上程するの原則には賛成である。

四、目下進行中の滿洲里會議において滿蒙國境委員会設置交渉が失敗に終る時は、日本が同委員会設置促進を考慮せられたしこのソ聯

の申出は、右案件が滿蒙兩國間の問題であるから應諾し難い。

五、兩委員會設置まで國境の平和状態維持には勿論異議はない、紛争が起るのは國境線不確定に基因する場合が多いから、國境線確定を促進されたい。

六、紛争處理委員會の構成に関しては日滿ソ三國が獨立の立場で参加することを主張する。ソ聯側が主張する日滿兩國を一体とするものとは、ソ聯側と同数で参加することには反対である。なほこの詳細に關しては東郷ライウッド會議に譲りたい。

右回答に対し、ユ大使は大林満足の意向を表明し
 たが、第六項の委員令構成問題を特に重視し
 本國政府に請訓し更に回答すべき旨を約した
 ので、有田外相は重ねて細目の点はなるべく速
 やかに東郷ライウッド交渉に移譲すべきを懇請す
 るところあつた。

昭和十二年四月に入り駐日ユレネフソ聯大使と
 佐藤外務大臣との間に数回に亘り此問題に付重
 要懇談する處ありたるも依然問題は暗礁に乗り
 上りたる終結論に到達せず尚遠の有様である。

四、その後起りし國境委員會問題

十二年七月乾岔子島事件において黑龍江江岸
 滿ソ國境竝に乾岔子島、金阿穆河兩島の歸屬につ
 いてリトヴィノフソ聯外務人民委員と重光大使との
 會談が遂げられた。

十二年八月張鼓峰事件停戦後駐ソ重光大使は外
 務人民委員部にリトヴィノフ外務人民委員を訪問し、
 今後の國境紛争防止策として、國境確定委員會設
 置案を提議し同案を中心に種々協議を重ねた。
 しかし討議の基礎とすべき資料の選擇に関して、
 日ソ兩方の意見一致せず何等結論を得るに至らな
 かつた之れに付いて帝國政府は左の情報部談を發表

なせり。

國境問題に關しては日本側はあくまで平靜に事件を解決するの趣旨に基き問題の地域に對する國境確定委員會設置に關する具體的提案をなした、右提案は同種の委員會に關し普通に定めらるべき項目、例へば委員會の組織、資料、方法、議事等を含むものである。右日本側の具體的提案中委員會審議の資料について尙意見の一致を見ず具體案については双方考慮の上更に折衝を續ける事となつた。

其後引續き宮川駐ソ大使官一等書記とソ聯側ツアラブーキン日本課長の會見により大体兩者間

31
の意見の一致を見るに至つたので準備交渉を打切り、
直接重光、リトヴィノフ會談となり、國境委員會組織
細目について、順調に交渉進捗し、愈々次回會談で
今迄の會談の結果を双方に於て正式確認、懸案の
國境委員會設置に關する、外交交渉を終了する
ものと見られ、かくて張鼓峰事件に対する日本の
平和的解決方針は具体的に一步進められたるわ
けなるが、此最後の會談も其後ソ聯當局より
トヴィノフ外務人民委員が旅行するの事由を以て一
時交渉中止を申込み來り同會談は當分延期とされ
る處、九月十日外務人民委員代理ボクヨムキン氏が
折衝に當ることとなつた終つてゐる。

かくて本年に入り、ソ蒙軍と日滿軍との大衝突事件ありたるノモンハン事件が九月十五日停戦協定成立し紛争地域に関する國境劃定委員會は東京及びモスコフにおいて数次にわたり豫備交渉を行つた結果、いよ／＼十一月下旬チタにおいて日滿ソ蒙各代表委員の間に行はれることになり、同委員會の手で現地踏査その他の方法により具体的國境劃定が行はれる迄には、相當の論議が行はれることあらんも、最近の新國際情勢が反映してか、東郷、モロトフ交渉は順調に進めらるる機運が濃厚となつてゐる。

五、 滿蒙國境委員會

滿洲國と外蒙との関係交渉は昭和十年春のハルハ事件を契機として切つて落されたが、この事件竝に兩國の外交関係設定を討議すべき第一次滿蒙會議は同年八月決裂して了つた。滿洲國が兩國間の國交の樹立と外交代表の交換（新京及び庫倫）を強硬に提案したに對し、蒙古側は極力これを避けて、國境問題討議のみをこれに限定せんとし、而も國境問題に就つても、兩國間の主張は根本的に背馳するところが多かつた。

日滿ソ間の國境委員會設置交渉開始と相俟つて、滿蒙間の國境問題審議も解決を急ぐ必要が痛

感せられ、昭和十一年十月四日より、再び満洲
 里に滿蒙兩國代表の顔合せが行はれ、十月四日より
 同十五日までは交渉事務打合せに費され、十月十五日
 第一回會議に入った。然し滿蒙國境確定並に紛争
 處理の具體的審議に入ったのは、十月二十七日の第
 六回會談以後であるが、蒙古側は庫倫へ請訓のた
 め會議の一時休會となり。十一月十日第十回會議
 にて條約文の草案討議を行つて以後、外蒙代表サ
 ングルト・オチル外務次官が病氣となつたため、外
 蒙側の申出に依り暫く會議を休會する事となつた。
 その後十二年に入り再會を約すことあるも、
 延期の理由を設け何等の進展を示してゐない。

六、其の他の問題

1. ソ聯軍備撤廢問題

日滿兩國の滿ソ、滿蒙國境に對する根本方策は
(一)國境線の劃定 (二)ソ聯(外蒙)國境軍備の撤廢の二
つである。國境劃定問題に就いては前記述したが、
國境軍備の撤廢に就いては、廣田外相就任以來有
田、林兼攝外相、佐藤外相を経て現在に至るまで
日本政府が對ソ政策の一要諦として、頑強に要望し
來つたところである。このことは第七十議會に於け
る政府の所信発表にも明示されてゐるところであ
るが、それが理由としては、ソ聯が滿洲國境線に沿
つて約三十萬の大軍を布陣し、盛んに滿洲を脅

35

威しつゝある事實が極東平和をその世界政策とする日本の立場と相容れず、滿洲國の圓滿なる發展を障碍するとの見解に基くものである。

日本政府は單に議會等において屢々これを聲明せるばかりでなく、ソ聯政府に對してもその不肖の尨大軍備が日ソ國交を脅かす最大の癌であるとして、撤廢を要求し來つたのである。而もソ聯の此の極東軍備は、日ソ基本條約によつて有効を規定されたるポーツマス條約とも相容れない性質のものである。更に又、この日本政府の要求はソ聯政府による日ソ不可侵條約の再三の提案と相對するものである。如何となれば、國境に尨大なる刺戟

的軍備を構築して、日滿の咽喉に匕首を擬しながら不
 可侵條約を提案するとは、矛盾も亦甚しいからである。
 ソ聯の膨大軍備が、滿ソ國境における紛争激発
 の最大原因であることは云ふまでもない。即ち滿洲
 國獨立以來、東部國境方面において盛んに發生
 したる日滿對ソ聯（外蒙）赤軍の衝突事件、ソ
 聯軍用機の越境事件、その他大小各種の紛争、
 紛議はソ聯がその國境線上における膨大軍備を
 恃み、且つ國境線の不明確に乘じて種々の不法行為
 が繰返されるのである。その数近年百二十件の
 多数に上るに至れり。而して此等不法行為に対し
 滿洲國よりの抗議を發し回答を得たるものは僅かにし

かなく、回答ありても解決済は極めて少いのである。
 この軍備強化の根本的方策は絶対的なものとし
 て、日本からソ聯に提議すべき積極的提案の一は
 日滿の咽喉元々突きつけられたソ聯の七首たる國境
 線上における軍事構築の撤廃、換言すれば滿ソ國
 境非武装地帯の設定である。

曩きに廣田首相はその外相當時より前述の如き
 滿ソ國境非武装地帯の設定を日ソ關係調整上第一の
 要諦であるとの見解を持して居たり。事實又國
 境の紛争を防止する最大の實際的措置が滿ソ國境
 線の兩中に五十料の非武装地帯を設置するに
 あり、之れなくしては國境紛争事故の防止は全

く不可能である。之こそは日滿ソ國境事故防止委員會の效果を實際化する唯一の具体的方法であり、ポーツマス條約における日露國境非武装地帯設定を活用することにもなる。當時の廣田首相がこれの實現に熱意を持つのは極めて當然であるが、之に対するソ聯の態度は何うであらうか、昭和十年一月リトヴィノフ外相が声明したところは左の如くである。

「目下の懸案の一つは、所謂滿ソ國境のデミリタリゼーション（軍備撤廢）問題であるが、軍備撤廢なる文字は正確にいへば極東に對しては餘り適切なる用語ではない。歴史の示すところで

はデミリタリゼーションは戦争のあつた後で行は
 れて来てゐるが、然し日ソ間には今まで戦争が
 なかつたのであり、今後もないとを余は希望して
 ゐる。現在問題ならんとしてゐるデミリタリ
 ゼーションなるものは自発的に相互にデミリタ
 リゼーションを實行しやうといふのであるが、そ
 れでも斯ふいふ問題の立て方は避くべきである
 と考へる。併し最近四年間における事態の
 激化によつて起つた極東の緊張が次第に解除
 する時、その解消する度合に應じて、兩國が
 空軍も含めて、その軍備の若干を、兩國の地
 理的関係を考慮して、一定距離に撤去するて

いふ問題を研究し、冷静にそれを審議するといふのであれば、これは極めて自然な、正當なことである。要するにお互の信頼が深まり、侵略に対する危惧が薄らぐ程、この向題は迅速に、かつ有効に解決することが出来るだらう。この意味で、ソ聯政府の提議になる彼の不可侵條約の締結に対して、日本政府の採った否定的態度はソ聯に著しい悪影響を與へて居る」

41
之れによつて見ればソ聯政府の非武装地帯設定に対する関心は極めて消極的で、不可侵條約第一主義であることがこゝにも表現されてゐる。日本

の不可侵條約拒否がソ聯極東軍備拡充の原因であるかの如き言説はソ聯一流の詭辯である。

要するに、蘇ソ國境の要衝全線にわたって大小のトーチカ、鐵條網、兵舎、武器庫、糧秣庫、軍用路等を半永久的構築によつて設備したソ聯にとって、國境紛争防止のための唯一の具体的方策たる國境非武装地帯設定が一番その弱点をつくこととなるのである。之を拒否することは彼の口癖とする「平和」の精神に悖ることとなり、さりとて承認すれば折角巨額の國費をかけ極東政策の一據点とした半恒久的國境軍備を撤廃しなければならぬことになる。そこでソ聯は前記リトヴィノフ外

相の声明にもある通り、「極東の緊張が次第に解消
 するとき、その解消する度合に応じて、兩國が空軍を
 も含めてその軍備の若干を兩國の地理的關係を考慮
 して一定の距離に撤去するといふ問題を研究し」と
 いつたやうに、消極的、抽象的、且つ曖昧な声明に
 よつて逃げを打つことゝなるのである。「軍備の若干
 を」といふことや「地理的關係を考慮し」といふ文
 句、又「問題」を研究といふ言葉など、頗る巧妙
 な遁辞であると思はれるのである。

然しソ聯が如何に消極的態度や、廻避的方策をこの
 問題につつてめぐらさうとも日本側としては、速やか
 にソ聯政府に対してこの非武装地帯設定の提議をなし、

貫徹を期さなければならぬ。

日本が在滿兵力を拡充してソ聯同様の軍備を持つことは國防上も、対ソ政策の遂行上も絶対に必要である。だが之は勿論ソ聯と戦争をすることを目的としてなされたるものではない。否むしろ戦争を避けるためソ聯と相対的な軍備の最短期間拡充が必要なのであることは我軍當局の屢々言明せるところである。

而もこの相対的軍備を現在ソ聯が實現してゐる様に、國境線そのものにおいて恒久的施設により實施した場合何ふであらうか、兩國は常に國境線の最尖端に於て武装して睨み合をつづけることとなる關係上何時でも戦争の原因たり得る災禍は、隨時隨所

45
にころかつてあると言はなければならぬ。これは極めて危険な話である。然し如何に危険でもソ聯に対して国境最尖端の軍備を撤退しなす限り、日滿も亦之に劣らざる軍備を國境最尖端に構築し、充することの必要は不可避的である。こゝに、日本が滿ソ國境の線から各々五十料宛その軍備を後退せしめ、國境に非武装地帯を設定して、無用な刺戟を避け、戦争誘発の防止に善處し、極東平和の擁護にあたらんとする大衆的立場である。然し軍備はあくまで相対的であつて、ソ聯にして國境第一線の軍備構築を撤退しなければ、日滿側が之に対立することも絶対的である。

かゝる日本側の根本的立場にポーツマス條約第九條の活用、國境紛争防止の徹底等の趣旨から、日本はソ聯政府をして、極東國境軍備の撤廃乃至滿ソ非武装地帯設定の實現に同意せしむべきである。これこそ對ソ政策の重点であると云ふのが、我政府當局の代表的見解である。

然し又、これが實現の可能はソ聯政府の態度より見て、極めて薄弱なのである。假りソ聯の熱望してやまぬ、日ソ不可侵條約を締結したとしても、その交換條件にソ聯が果して國境軍備の撤廃を承服するや否や疑問である。否それよりもソ聯は益々軍事豫算を増大して極東軍備の飛躍的強大強化を圖るで

あらう。

2、滿ソ水路協定問題

滿ソ國境問題の一つとして、滿ソ水路協定の問題がある。この問題の概要を左に掲げることとする。

一、滿ソ間には黒龍江、烏蘇里湖、アルゲン河を始めとして幾多の國境湖川があり、その距離は三千二百料に及び、陸地の一千二百料に対し圧倒的長距離である。

二、滿洲國建國以前の滿ソ國境河川協定は一九二三年

(大正十二年)支那代表黒河道尹とソ聯代表のアムール船舶局長との間に結ばれ、¹境界河川の航路維持に關する標識設置の共同作業に対する協定に基き、ソ聯は施設一切を担當し、支那は施設に要する費用を負担し、一九三一年(昭和六年)の協定満了まで持續した。

三、一九三四年(昭和九年)九月滿洲國は前記協定を踏襲せず、兩國対等の立場にて滿ソ共同の趣旨により新協定を締結同年十月右協定に基き第一次共同技術委員會を開催、爾來十二回の會議を重ねたが、双方の意見相反し三角洲問題で遂に決裂した。

四、一九三五年（昭和十年）は兩國とも成行に委せ
會議を開催せず。

五、一九三六年（昭和十一年）一月ソ聯からニコリスク
にある浅瀬の砂利除去作業を行ひ度き旨申出
があつたので、滿洲國はこの申出の件審議の
前、共同作業技術委員會の會則を決定する
のが先決問題であると回答し、ソ聯の同意
により、一九三六年（昭和十一年）五月三十一日
よりプラゴウエシチエンスク市に滿ソ代表會合、第
二回滿ソ水路共同技術委員會を開き、會合二十回
に及んだが、遂に七月二十二日決裂するに至つた。
六、決裂の理由として擧げられてゐるのは、

(一) ソ聯側は合則審議を拒否し、自國側の利益のため作業案の審議査定を強要した。

(二) ソ聯は緊急作業箇所における調査方法に關し、河川の中央において航路線を劃し、彼我各個別に調査測量せんと主張し、且つ右の航路線を越えて相手側の岸に接近することを全面的に否定したが、これは既存條約たる水路協定において確認せられたる航行自由の原則に違反するものである。

要するにこの蘇ソ水路技術協定が容易に纏らず、決裂に終った根本的な理由としては、肝腎の國境そのものが、陸地、河川を向はず未確定であるためであ

る。蓋し國境が定まらぬのハ國境水路協定が容易に
出來やう道理かないからである。それは國境河川の
三角洲の歸屬問題だ、一つを考へても分ることである。
3. 外蒙問題

滿ソ國境問題と共に日ソ關係の他の重点の一つは
七百料に及ぶ滿蒙國境問題である、これは滿蒙國
境であつて日ソの直接關係ではない、と考へることは
出來ない。否日本と滿洲、ソ聯と外蒙との切離
しかたの政治的、軍事的密接關係によつてこれは完
全に日ソの重大対立問題であり、英米方面では、
滿ソ國境以上に外蒙は日ソ衝突の火藥庫と指摘
してゐるほどであつた。

帝政時代からロシアは蒙古人の漢民族支配に對する鬱積した反感を巧みに利用し、外蒙の分離に心を砕いて來たが、ソ聯邦は一九二四年（大正十三年）に至って遂にこのことに成功した。外蒙の事實上の支那からの獨立であり、ソ聯への歸屬である蒙古人民共和國の樹立がそれである。

爾來外蒙の國境はたゞ北方のソ聯に向つてのみ開かれ、他は全部閉鎖されソ聯は外蒙に對する政治、軍事、經濟、文化の全指導権を獨占的につかんだ。今日までの十餘年間に外蒙は世界地圖の上で赤い色に塗られてしまつた。

一九三五年（昭和十年）春滿蒙國境の要衝
 ハルハで事件が起つた。小規模ながい滿蒙の軍事
 的衝突である、これに大きな衝撃をうけたの
 は當の外蒙より寧ろ背後のソ聯であつた。蓋し
 外蒙の軍事的重要性はそれが全極東の霸權にか
 かはるほど大きかつたからである。それからとい
 ふもの、ソ聯の外蒙に対する軍備は飛躍的に増
 大した、直ちに日ソ戦争への準備である。滿蒙
 關係の局面打開策として、兩國代表出席のもとに
 滿洲里會議が六月開かれたが、兩國の根本的對
 立を緩和する術なく決裂してしまつた。

一九三六年（昭和十一年）早春に入つて滿蒙

54
國境の軍事的衝突は極めて重大な性質のもの
と變つた。

スターリンは、米國の新聞社長ハワードとの
會見において、

「もし日本が蒙古共和國の攻撃を敢てするな
らば我々は同共和國を助けねばならず、また助
ける力を有してゐる。我々は一九二一年と同様
の態度で蒙古を助けるであらう。日本軍が
庫倫（ウランバートル）の占領を企てるが如きこ
とがあれば、ソ聯邦は断乎たる態度に出るで
あらう」。

と語り、その断乎たる決意を示し、つづいて四月

八日、次のやうなソ蒙相互援助條約を中外に發表した。

三月十二日外蒙ウランバートル（庫倫）においてソ聯全權サイロフ氏、外蒙人民共和國小議會議長アモール氏、同首相兼外相ゲンドン氏等の間に調印されたもので、ソ蒙兩國政府はソ聯領に侵入した白衛軍及びこれに關聯して蒙古領を占領したる軍を一九二一年赤軍の援助を以て驅逐した當時よりの友誼に基き且つ極東平和を維持し兩國の關係をより強固ならしむる目的を以て、ソ聯及び外蒙人民共和國に対する第三國の侵略ありたる場合、又は侵略を豫防する必要ある場合

において相互に援助すべく、一九三四年十一月二十七日より存在する紳士協定を次の如く議定書によつて明確ならしむることを決定調印した。

第一條

第三國によりソヴェート聯邦又は蒙古人民共和國領土が攻撃を受けける脅威発生する場合には、ソヴェート聯邦政府並に蒙古人民共和國政府は発生したる情勢につき即時共同して考慮を加へ且つ兩國領土の安全を保持するため必要と思惟される一切の手段を講ずることを約す。

第二條

ソヴエート聯邦及び蒙古人民共和國の一方に対し軍事的攻撃が加へられる場合には軍事的援助を含む一切を相互に提供することを約束す。

第三條

ソヴエート聯邦政府及び蒙古人民共和國政府は一九二五年ソヴエート軍が蒙古人民共和國領土より撤収した際の事態と同様に本條約第一條又は第二條に規定されたる義務を履行するため、相互取極めに基き締約國領土に駐屯する他方の軍隊は駐屯の必要止むと共に即時撤退す

域より撤収さるべきことは明白のことと
思惟す。

第四條

本議定書はロシア語並に蒙古語を以
て作成せられ、兩本文共に同等の效力を
認む、本議定書は調印と同時に效力を發
生し十年間有効とす。

「外蒙に一指でも染めてみる、手は見せぬ
ぞ」といふゼスチユア、否、決意の表示である。
宗主権侵害に対する南京政府の弱々しい抗議な
ど齒牙にもかけぬ態度で蹴してしまつた。

共に對立的に發展しつゝある、日ソ兩國の闘

争の巨大な舞臺は外蒙である。ソ聯が外蒙との軍事同盟を明確にし、一方滿洲の國力が國境方面に伸びると共に、日本勢力が内蒙北支方面に駁々乎として波及すればするほど、滿ソ國境への関心が高まる譯である。今回のノモンハン事件に當り日ソ停戦協定によつてソ蒙關係の特殊性が認められ、ソ聯が外蒙を完全に自己の勢力下に收めた事となる。

七 國境問題の前途

日ソ間に横はる案件の一として満ソ、満蒙の國境問題は、前述の如く、國境劃定委員會にせよ、紛争地域における國境確定委員會にせよ、滿蒙國境委員會問題にせよ、水路協定委員會にせよ、非武装地帯設定期間問題にせよ、悉くがソ聯側の不誠意にもとづく、拒否に依って交渉は有耶無耶の中に終つて居る状態であつて、一として決定を見だものがない。而して之等の諸案件は日ソ兩國間の國交調整上に一大轉換が來たさざる限り、問題は問題として永久に存在することであらう。又日ソ兩

國の勢力の伸張は益々滿ソ國境線上に尖銳化せざるを得なく成る訳であるから、是等問題の完全なる解決せざるにありければ、國境紛争事件は絶えず繰返さるであらう。

最近世界を驚かしたる、獨ソ不可侵條約、歐洲動乱勃發により國際情勢が急變しつゝあるに際し、日ソ間にも國交好轉の徴を示すとの報あり、もとより道義に立脚したる外交ならざる限り如何なる程度まで進展を見るべきか、此の問題の解決は一にソ聯今後の出方如何に懸るべきものなるも、ノモンハン停戦後日ソ兩國間の對立情勢が緩和せられ既に國

境劃定に關する豫備會談進捗中なるを以て、
 懸案の國境問題解決に對し一步を踏み出し、
 一あるものと見るこゝが出来ると。

附

(一) ソ聯の國境警備令について

ソ聯の國境を語るに當り、無視し難いものは、その國境警備令である、ソ聯の國境警備令は一九二三年九月七日ソ聯中央執行委員會の裁決を経て發表され、その効力が発生したものである。

ソ聯國境警備令は三章五十二條よりなる詳細にして容赦なき國境擁護の規則である。然し此規則はソ聯邦が自國の官民に對し國境警備の爲めに執るべき措置及び自國官民が遵守すべき規準を示したもので、日滿兩國民に對

して何等效力なきソ聯邦の國內法であつて、
 國際關係を律する國際法規ではない。若しソ
 聯側が此の法規を楯に日滿人に適用せんとす
 るば大きな間違である。此國境警備令は第一
 章に總則として總括的な規定を七條に亘つて
 律し、第二章に於ては國境地帯及び國境警備
 を述べてゐるが、之は陸上國境、海上國境の
 二項をも包含して全規則の過半三十四條を占
 めてゐる、又第三章には事件に関する武器の
 使用を十ヶ條にわたり記載して居るなど、吾
 人が細心の注目を拂ふべきものである。

ソ聯邦國境警備令

(畧ス)

(二) 標識と境界について

ソ聯側の此警備令を検討しながら、次に思
ひ當ることや、注意すべきことなどを一、二附
記す。

第一條を見ると國境は特別の國境標識又は
天然の境界を以て表示され云々とある。この
特別の標識といふのは極東方面の吾人に関係の
ある限りでは、滿ソ國境のY字碑とか、樺太
の國境標識に該當するものである。樺太の國
境線は西より東へ安別、半田澤、幌内河畔、
遠内の四ヶ所に標識を設けそれを結んで直線

が國境線となるものである。周圍の森林も伐
 リ開いてあるから判りいゝ。しかし蒨り國境
 の國境標識は、一夜の内に石碑に足が生えた
 ものが處を變へると言ふやうなことをよく耳
 にすることがある。この關係は実にテリケ
 トで圧力の強い方から膨れると言へばゴム風
 船のやうな頼りないものである。

第二條の河川、湖水介界の場合を見るに、
 國境線は「河流又は湖水々準の變化に依り變更
 することなし云々」とされてゐる。然るに國際
 法の原則に従へば、國境をなす河川に於ける
 國境線は、航行可能の河川と航行不能の河川

どの二つに分けて航行し得べきものは下流に
 向ふ航路の中央線を以て國境線とする。航行
 し得ざる河川にあつては兩岸より測つて中央
 線を以て國境線となすとある。又河川水流に
 変更の起つた場合、もしそれが急激に變化し
 た場合は、舊いもの國境線を國境とするであ
 る。
 然るにアムール河の如きは洪水のある毎に
 水域に變更あるのが常である。そのため、岸
 がソ聯邦側、滿洲國側いづれにも出入が不足
 であり、航路の如きも非常に變化が多い。か
 らる場合、之を國際法の原則を以て律すべき

か、ソ聯側の規定によつて律すべきか、實際問題として非常な相違を生ずるのである。かかる場合、日滿側の國境線規定といふものを考慮に加へたいのであるが、こゝまで國境線といふものに對して經驗淺く、割合に寛容な態度でしか臨んで來なかつた吾人の側には、此程確定的な規定とか警備令とかいふやうなものはない、甚だ残念ながら持ち合せないのであるから、理が非でも先方は自分の規則で押付けんとする。そこに無理がある。

例へば、滿洲國の採金會社の船が拿捕されたといふ事件の如きは、上述のやうな場合、

先方の規定の適用を受けたものであらう。黒龍江の如き國際河川でありながらこの点また日滿側の考へ方と、リ聯國境警備機關の考へ方に、種々様々な食ひ違ひがあるため、このやうな不祥な諸事實が起るのである。それにつけても、吾人の國境に對する関心は急速に更新され確立されねばならぬことを痛感する次第である。

(三) 日滿ノ共同委員會設置提議(内容骨子)

(有田次官から露國大使に) 八年一月

一 日滿ノ三國共同委員會は常設委員會及び非軍事委員會の兩性質を兼有すること

一 中央機關を東京に設置し、日本側より外務陸軍兩當局より關係局課長等を委員に擧げ、滿ソ兩國は駐日参事官及び大公使館附武官等を委員に擧ぐることに

一 右の外ハルビン、滿洲里、ホグラーニナヤ、及びアラゴエナエンスクの四箇所は現地委員會を設置し、日ソ兩國の總領事、領事、特務機關等及び滿洲國政府代表等を以て組織せし

め、移動的に任務を報ずること

一、同委員會の任務は左之通りである

A、ホグラニチナヤ地方の國境侵入問題を調査解決すること

B、ブラゴエネエンスク地方の滿ソ國境線を至急確定する左の測量隊を派遣すること

C、奉露協定第三條に依り設置せらるることあるべき委員會の準備をなすこと

D、松花江の航行権に関する紛争を解決すること

(四) 滿露水路協定全文 (昭和九年九月四日調印)

滿洲帝國哈爾濱航政局及びロシア國立アムール船
船局は諸河川湖の國境部分、即ち左記各條の
共同作業を實施すべきアルゲン河、黒龍江、ウ
スリー河及興凱湖に於ける航行狀態の改善の目
的を以て協定することと左の如し。

第一條 上記諸河川及び湖に於ける双方船舶
の航行は各河川の水路範圍に於て共同施設
に或る航路標識により本協定添付の双方承
認したる航行章程を嚴守の上障害なくこれ
を行ふものとす

第二條 第一條所定の水路に於ける航行の最

善條件の保障、必要なる航路標識施設維持並に各種掘鑿、浚渫その他の作業を共同事業として實施するため双方各四名より成る八名の委員を以て共同技術委員會を組織す、双方委員中各一名を自方の委員長とす、共同技術委員會規則は別にこれを定む、

第三條 共同技術委員會はこの種事業に必要なる豫算及計畫を作製しその執行を監督し支出決算を審査決定す

第四條 共同技術委員會の委員及び所要技術員の經費は双方各別にこれを負擔するものとす

第五條 双方は兩岸に於ける建標作業及びその監督を各別に自岸に於て單獨に行ふものとする、浚渫、その他一切の水路上の作業は共同作業とし一般の作業費は共同技術委員会の審査決定せる豫算を以て双方同額を負担するものとす

第六條 本協定及び共同技術委員会規則の適用に當り疑義の發生したる時は該問題は特別委員会これを決するものとす、特別委員等は双方各二名の委員を以て組織す、特別委員会に於ける決議は最後のものとして異議を申立つることを得ず。

第七條 双方は必要に應じ第二條豫定の共同
事業遂行のため援助するものとする

第八條 双方は第二條豫定の飛行に必要な
諸施設保護のため必要の手段を講ずるもの
とする

第九條 本規定は署名調印の日より效力を發
生シニヶ年經過後双方は一方的に三ヶ月の豫
告を以て本規定締結のため直ちに會議を招
集するものとする

第十條 本協定は滿路兩文各二通を作成し双
方委員署名捺印の上滿路兩文各一通を保管
するものとする

(五)

日ソ間國境問題外交交渉日誌 自昭和七年至昭和十一年 (資料外交時報日誌より)

年月日 總理大臣 外務大臣

昭和
七、一、二 大 養 兼 大 養

事 件

露國大使トロヤノフスキー氏大養兼撰外相訪問
日露不可侵條約提議ト関する日本の意
嚮を質す

露國タス通信芳澤リトゲイノフ間の日露不
可侵略條約交渉顛末公表す

露政府機關紙イズヴェステア滿洲問題を論
じ國境守備兵増加事情を弁す

滿洲國外交部露國の國境防備に關し哈
爾濱總領事スラウツスキー氏に抗議

八、一 大 齋 藤 内 田

三、四

一、六

八一七	齋	藤	内	田	露國政府日露不侵畧條約交渉經過を公表す
二七					満洲國政府日滿露三國本員會設置案に賛意表明
二一六					満洲國創建後、露滿國境の限界は頗る漠然たるものあり屢々問題を惹起してゐるので満洲國外交部北滿特派員交渉使は二月十六日哈爾濱露國總領事スロツキー氏を訪問し露滿國境確定に関する會議開催に就きモスコウ政府に移牒方を要求したが、右提案の要旨左の如し
					最近北范家口の西北部及びウスリー鐵道

二六		九		五四	齋	藤	内	田		
廣田				露國	ユレ	ニ	エ	フ	大使	有田
廣田	外相	露國	ユレ	ニ	エ	フ	大使	と	日露	関係
開意見交換	露委員會議設置に異存なき旨回答	露國ユレニエフ大使有田次官と會見、日滿	鐵道國境問題)	露國ユレニエフ大使有田次官訪問(東支	を乞ふ。	時に國境確定會議開催の件傳達	此の事實をモスコウに傳達すると同	國領土新版図である。貴官に於ては	が非合法的に移住しつつあり、此處は滿洲	アムール鐵道交叉点方面より露國人の多数

二二	齋藤廣田	滿洲國側河川航路會議拒絕を露國側に通
九三六		告
五一八		露滿國境查定準備委員會新京外交部に 開催
		滿洲國政府ハバロフスクの露國黑龍江船舶 水路局長ト對シ露滿國境水路の單獨調 査断行を通告
六二		露國側水路會議開催に賛意を表す
二八		露滿水路會議黑河俱樂部に開かる
七二		第二次露滿水路會議開く
一四	岡田廣田	滿露水路正式會議流會
廿一		露滿水路會議非公式會議開催

五	六	一〇、二、八	一三、二、四	二二	八	九、四	二五	八月十四日 岡田 廣田	満露水路會議第五次會商
	一								満露水路會議協定最後案につき審議
									満露水路協定内容發表さる
									西部露滿國境の露國監視兵全面的に後退の旨新京露國領事館より発表
									満露水路協定の満洲國技術委員決る
									満露水路交渉難礁に乗上り
									外蒙政府の満蒙交渉應諾回答新京に達す
									ハルハ事件の満洲里満蒙會議第一次會議
									開く、第二次(六、三)第三次(六、四)第四次(六、三)ハ
									ルハ事件の満洲里會議再開
									露國エレンフ大使廣田外相を訪ひ國境紛

八四	岡田廣田	爭處理同委員會設置受託通告 第十二次滿洲里會議、國境問題にて議論 を上下す
八一六		滿洲國外交部全体會議、滿露國境紛爭 對策を協議す
一七		滿洲國外交部滿洲里會議につき、聲明発表 露大使ユレネフ氏廣田外相訪問、國境解 決案提示
三		ハルハ事件交渉の滿蒙側代表滿洲里引 揚げ
三		露大使館ライビット氏外務省訪問十七日の露 國大使案に對する回答督促

九、一七	岡田	廣田	蒙古共和國政府は滿洲國外交部に通牒を寄せ滿洲里會議再會を促す
一、一			外務省政臣局第一課長等一行飛行機にて新京より露滿國境線調査に向ふ
一、六			外蒙政府滿洲里會議停頓の經過發表
二、二			閩東軍幕僚談發表
二、二五			露滿國境確定と主張す
二、二六			滿洲里會議決裂
			滿洲國外交部滿洲里會議決裂の經過公表外蒙共和國は獨立と認めずと聲明す
土、二、一	岡田	廣田	金廠溝にて逃亡滿洲國兵ロシア兵と交

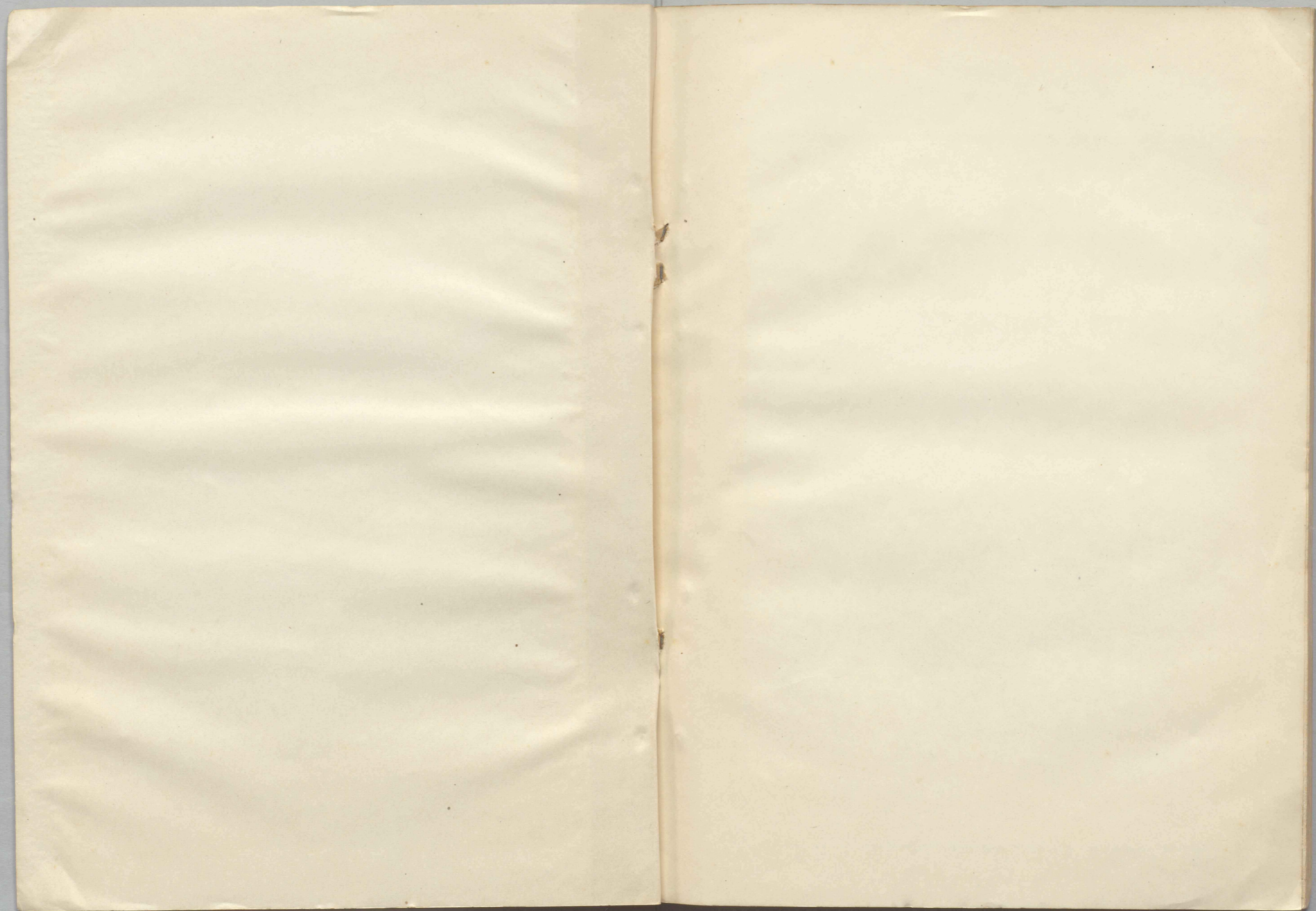
一四	一七	二二	二二
へて逆襲し来り日満軍と交戦	大田駐露大使ストモニアコフ外務人民委員会次長を訪問し金廠溝事件に混合委員会設置を提議、露國側第三國介入の條件と出す	満洲國外交部會議	國境確定を先決とする方針と決定 大田駐露大使露國ストモニアコフ外務次長と會談、露國側滿蒙國境調査委員会設置提議
露國政府金廠溝事件に関する大田、ストモニアコフ交渉内容公表			

二五		三 一	四	六
二五	岡田	廣田		
<p>滿洲國外交部大臣張燕卿氏外蒙首相 ゲンドン氏に對し、外蒙兵の不法行為に返 省と促すと共に國交確立を要望す</p>	<p>外蒙ゲンドン首相より外交部大臣へ逆接 的田答末る（混合委員會設置を提議）</p>	<p>滿蒙國境に關する外蒙首相ゲンドン氏 の回答滿洲國外交部に到達</p>	<p>大田駐露大使、リトヴィノフ外務人民委員 長を訪問し國境調整、滿、露、蒙國境 問題と懇談</p>	<p>滿洲國外交部大臣外蒙政府に通牒し 國境紛争調査委員會の具體的見會を照會す</p>

三、一六	廣田	廣田 ^兼	大田駐露大使、ストモニアコフ外務人民委員 會次長と會見、東部國境劃定と常設委 員會設置と提議
一九			滿洲國外交部は外蒙政府首相ゲンドン 氏に回答を發し國境問題處理及び滿 蒙國交樹立のため代表機關常駐を提議
廿七			外務、陸海軍三省協議會、滿露蒙國境 問題協議
三十			大田駐露大使、ストモニアコフ外務次長訪問、 長嶺子事件抗議 露國ユレネフ大使、重光次官訪問（長嶺 子事件）

四、六	廣田有田	滿露水路會議を月末ブラゴ工市に開催の件、露國スラウツキー總領事より應諾の旨滿洲國政府へ非公式回答
三		露國ユレネフ大使有田外相訪問、國境問題交渉
五、二〇		有田外相ユレネフ露大使と會見
六、二		滿洲國政府は國境問題に関する意見と外蒙側へ明示せる回答と送達
六、一八		滿露水路共同技術委員會議第十回會議ブラゴ工に開催、主張對立し滿洲國代表退場
七、一		大田駐露大使ストモリアコフ外務人民委員長と訪問し滿洲里附近の露兵の邦人拉致

七、 エ	廣	田	を抗議し、國境問題論戰
一、 ニ		有	東郷外務省政要局長と駐日ソヴェト大使
二、 ニ		田	館参事官ライビット氏と國境問題第一回會談
二、 エ		有	満蒙會議の外蒙側代表サンパー氏一行満洲
		田	里着、満洲國側四代表と顔合はせ
		有	満露國境河川の不法測量にて満洲國側
		田	堀内作業委員長より露國側へ抗議
		有	ソヴェト大使ユレネフ氏有田外相訪問(
		田	國境問題、日獨協定問題)



群馬県立図書館



0706600-4